

2021年11月5日発行（毎月1回発行）

確かな経営情報、企業が発展するために

新・人事マネジメント戦略

2021年11月号 Vol.2111



業務案内

【コンサルティング業務】

- ・ 就業規則、賃金規程等の作成、運用サポート
- ・ 人事、賃金、退職金制度の構築
- ・ 募集、採用、教育、評価システムの設計
- ・ 個別労使紛争（労使間トラブル）の解決支援
- ・ 労働基準監督署による是正勧告対応

【アウトソーシング業務】

- ・ 社会保険に関する事務手続きおよび提出代行
- ・ 労働保険に関する事務手続きおよび提出代行
- ・ 賃金計算業務
- ・ 各種助成金、奨励金申請
- ・ 経営者、一人親方の労災保険加入

新・人事マネジメント戦略



デジタル化に向かう？！
～ 知っておきたいデジタル化のポイント ～

田中社会保険労務士事務所 代表
特定社会保険労務士 田中 洋

コロナ禍で急速に拡大したのが、直接やり取り（接触）することの少ない電子マネーやコード決済でした。また、テレワークも進み、役所への提出書類も「捺印」をしなくても可能な体制が構築されつつあります（一部ではまだ必要なものもあります）。まだまだデジタル化については遅れが指摘されていますが、9月には「デジタル庁」が発足し、今後さらなるデジタル化が進むことが予想されます。今月は、今後のデジタル化について知っておくべきポイントについて、特集します。



DXとは…??

今年度の税制改正では DX 投資促進税制が創設され、9月にはデジタル庁が発足しました。政府がデジタル化を強く推進していくという意向が読み取れます。

DXとは、「Digital Transformation」（デジタルトランスフォーメーション）の略で、デジタル技術による変革という意味がありますが、経済産業省では以下のように定義しています。

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用し、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること

DX 投資促進税制とは、クラウドサービス活用等の設備投資を行った企業に対し、投資額の 3%を法人税額控除できる、または特別償却 30%のいずれかが受けられるというもの。また、ほかの企業とデータを共有するために投資した場合は、税制控除が 5%となります。優遇措置が適用される投資額は、売上高比で 0.1%以上、上限は 30 億円です。税控除上限はカーボンニュートラル投資促進税制と合計で、当期法人税額の 20%までです。DX 投資促進税制を受けたい場合には、DX 認定の取得や、事業適用計画策定を行い、国の認定を受けることが条件です。

※ なお、これ以外にも要件がありますので（例えば、取締役会などの決議文書等）、詳細は、税理士等へご確認ください。

労務問題 その決断の前にご相談ください www.sr-tanakaoffice.com

デジタル化と印紙税…??

原則的な印紙税！

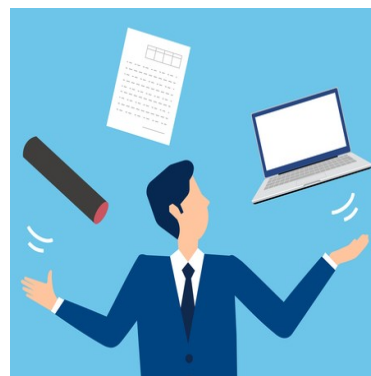
課税文書と印紙税額については、印紙税法に定めがあり、以下の 3 つにすべて当てはまる文書が課税文書となります。

1. 印紙税法別表第 1（課税物件表）に掲げられている 20 種類の文書により証されるべき事項（課税事項）が記載されていること
2. 当事者間において課税事項を証明する目的で作成された文書であること
3. 印紙税法第 5 条（非課税文書）の規定により印紙税を課税しないこととされている非課税文書でないこと

国税庁の「印紙税額一覧表」でも確認することが出来ます。課税文書かどうかは、内容により判断され、印紙税は決められた金額の収入印紙を文書に貼り、消印（割印）を押すことで納税となります。課税文書に印紙が貼られていなかった場合は、原則としてもとの印紙税額の 3 倍、または 1.1 倍の過怠税が徴収されますので注意が必要です。

デジタル化した契約書の印紙税は不要！

本来、課税文書となる契約書であっても、それが PDF ファイルなどデジタル化した文書や FAX による契約書のやり取りの場合は、印紙税は不要となります。印紙税は「紙の文書」に課税されるもののため、デジタル化したデータは「文書作成」（文書の交付）には当たらず、印紙税は課税されないのです。ただし、メールで送信後、改めて「紙」で印刷し送付する場合には、課税文書となるため、印紙税が課税となります。



課税文書	非課税文書
不動産売買契約書 土地賃貸借契約書 金銭消費貸借契約書 請負契約書、請負金額変更契約書 売買取引基本契約書、特約店契約書、 代理店契約書 約束手形、為替手形 業務委託契約書 領収書（金銭または有価証券の受取書）	物品譲渡契約書 物品賃貸借契約書（リース契約書） 建物賃貸借契約書 発注書 抵当権設定契約書 デジタル化された領収書や契約書 → ※ 文書記載内容により、課税文書と みなされる場合あり

どこまで進む？ デジタル化…？

法定調書のデジタルデータ提出義務

すでに多くの役所への手続きが電子申請で可能となっています。法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべき法定調書の枚数が 100 枚以上の場合は、電子申告や光ディスク等による提出が義務となりました。つまり、令和 2 年（2020 年）1 月の法定調書（種類ごと）の提出が 100 枚以上となった場合には、令和 4 年（2022）1 月提出の令和 3 年（2021 年）分の法定調書は電子申告等で提出することになります。

マイナンバーカードの健保証利用・運転免許証との一体化

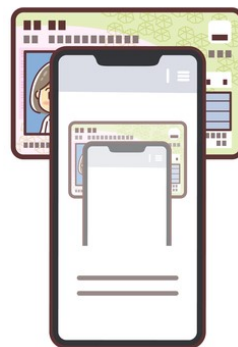
マイナポイントなど、マイナンバーカード取得促進を推し進めてきたマイナンバーカード。10 月からは健保証としての利用が開始となりました（もちろん従来の健保証も引き続き利用可能です）。

また、令和 6 年（2024 年）年度末には、マイナンバーカードと運転免許証の一体化が予定されています。一体化すれば、住所変更時に市区町村窓口でマイナンバーカードの住所変更をすれば、警察署への届け出が不要となります。

年末調整・確定申告のデジタル化

年末調整・確定申告でも、マイナポータルから、生命保険料控除証明書等の電子データを取得、各人で入力し、反映されるようなデジタル化が図られています。ただ年末調整・確定申告のデジタル化については、マイナンバーカードの取得が大前提となります。会社としてデジタル化を推進したくとも、社員側でマイナンバーカードを持っていない場合は、マイナポータル利用が出来ず、完全なデジタル化とすることが出来ません。

まだまだマイナンバーカード自体の交付率が 4 割に満たない状況のため（2021 年 8 月時点）、すべてをデジタル化した年末調整については、もう少し先のお話しとなりそうです。



第 4 次産業革命…??

AI（人工知能）や IOT（モノのインターネット）、ビッグデータ等による第 4 次産業革命について、内閣府でも平成 29 年（2017 年）にすでに言及しています（日本経済 2016-2017 第 2 章）。第 4 次革命が起これば、たった 13 年前に登場した iPhone が世界を変えたように今までと全く違う生活となる可能性もあり、それに伴い、伸びる産業、無くなる産業も出てくることが予想されています。また、2020 年度にプログラミング教育が必修化され、小学校からプログラミングを学習します。

このように世の中はデジタル化へ急速に向かっています。デジタル化の波に乗り遅れないように準備していくことが大切です。

来年の育児休業法改正後は社会保険料の免除制度も変わると聞きました。
どのような場合に免除になるのでしょうか？教えてください。



Answer

来年 4 月から順次施行予定の改正育児介護休業法。改正後の社会保険料免除については、来年 10 月 1 日施行予定となっています。

現行の社会保険料免除制度では、『月末時点で育児休業を取得しているか』のみで免除の有無を判断されていたため、同じ日数の育児休業を取得しても、その取得時期により社会保険料が免除される、されない、といった問題が発生していました。それが改正後は以下のように変更となります。

【改正後の育児休業中の社会保険料免除について】

1. 1 ヶ月以上の育児休業を取得する場合
育児休業を開始した日が含まれる月から、終了した日の翌日が含まれる月の前月までが免除対象
2. 同一月内で育児休業を取得する場合
育児休業を開始した日が含まれる月から終了した日の翌日が含まれる月が同一月である場合は、育児休業日数が 14 日以上ある場合が社会保険料免除対象
3. 賞与の社会保険料免除は、1 ヶ月超の育児休業取得者のみ免除対象

1.については、現行と同様です。1 日 2 日等の短い育児休業取得でも、**月末時点で育児休業取得をしていれば、その月の社会保険料は免除**となります。

変更となるのは 2.と 3.による部分となります。今までは月末を跨いだ育児休業のみが社会保険料の免除対象でしたが、**14 日以上**の育児休業取得であれば、**月末を跨がない取得でも免除対象**となります。

また、現行では月末時点で育児休業取得をしていれば、その月の賞与も社会保険料免除対象となっていました。が、**短期間の育児休業取得については、改正後は賞与の社会保険料免除対象とはならない**ため、注意が必要です。

育児休業取得は、改正後については特に男性社員の取得が増加することが予想されます（出生時の柔軟な育児休業取得促進のため）。その場合、1 ヶ月以下の短期間取得が主流となる可能性もあります。育児休業取得時期とともに、希望日数の確認し、併せて育児休業にともなう社会保険料免除についての説明をしておくとい良いでしょう。

～この他、ご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせ下さい～

I NFORMATION



2021年11月の人事・総務カレンダー

■ 11月10日(水)

10月分の源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収税額の納付期限となります。

■ 11月1日(月)～11月30日(火)

過労死等防止啓発月間です。過労死等をなくすためのシンポジウムや長時間労働削減キャンペーンなどの取組みが行われ、労働基準監督署の指導強化や無料の電話相談が実施されます。

※ 裁判員候補者へ通知が郵送になります！

11月中旬に、2022年1月からの裁判員候補者へ通知が最高裁判所から郵送されます。この通知を受け取った社員は、来年1年間裁判員となる可能性があります。



Current Topics

★SDG s への取り組みは就活生の企業選びにも影響?? | ㈱ディスコ

2022年春卒業予定の就活生を対象に㈱ディスコが行った調査結果が発表されました。それによるとSDG s の認知度は86.6%にも上り、企業のSDG s への取り組みに関する情報は、企業のHPで入手したいとの回答が61.3%となり、WEBサイトでの情報入手が期待されています。企業がSDG s に積極的に取り組んでいることが企業の志望度に影響すると回答した就活生は、41.2%、逆に、SDG s に取り組んでいないことが志望度を下げると回答しているかについては、29.2%が影響すると回答しており、企業としてSDG s へどう取り組んでいるのかを確認していることが伺えます。

★マイナンバーカードの健康保険被保険者証(保険証)としての利用開始 | 厚生労働省

マイナンバーカードの保険証としての利用が10月20日から本格的に運用開始となりました。保険証として利用する場合は、マイナポータルから申込みが必要となります。申込みを行うには、カードリーダー機能を備えたデバイス(スマートフォン、PC+ICカードリーダー)が必要ですが、その他セブン銀行等のATMでも申込みが可能です。医療機関での顔認証付きカードリーダーでは、マスクやメガネをしたまま、また車椅子に乗ったままでも認証が可能とのこと。

■編集後記

急に寒くなり、冬の訪れを実感する季節となりました。新型コロナウイルスの次はインフルエンザの大流行か?との憶測が飛び交っています。不安を煽る訳ではありませんが、どうやら、1. 今年のインフルエンザワクチンの供給量が例年より少ない 2. 昨年流行しなかったインフルエンザと同様のRSウイルスが、今年大流行したため、インフルエンザも同じく大流行する可能性がある、ということが挙げられているようです。新型コロナウイルスとインフルエンザウイルスは別のウイルスのため、同時に感染することもあり得るそうです。ワクチン接種が一番ですが、予約が取りにくい状況もありますので、やはり、加湿、手洗い、うがい、消毒、そして栄養のある食事と十分な睡眠で免疫力を下げないようにしていくことが大切なのでしょう。

田中社会保険事務所だより Vol.2111

「新・人事マネジメント戦略」

発行日 2021年11月5日

発行人 特定社会保険労務士 田中 洋



田中社会保険労務士事務所
労働保険事務組合

愛知中央SR経営労務センター

〒465-0087

名古屋市名東区名東本通2-32

星ヶ丘イーストビル2階A号室

TEL052-753-8800 FAX052-753-8818

<http://www.sr-tanakaoffice.com>

Mail : tsr@waltz.ocn.ne.jp